

### 3. 検証対象ダムの概要

#### 3.1 丹生ダムの目的等

##### (1) 丹生ダムの目的

丹生ダムは、淀川水系高時川の滋賀県長浜市余呉町小原<sup>よごちょうおはら</sup>地点に多目的ダムとして建設するものである。

ダムはロックフィルダムとして高さ 145.0m、総貯水容量約 150,000 千 m<sup>3</sup>、有効貯水容量約 143,000 千 m<sup>3</sup>で、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）を図るとともに、京都府、大阪府、阪神水道企業団の水道用水の確保を目的とするものである。

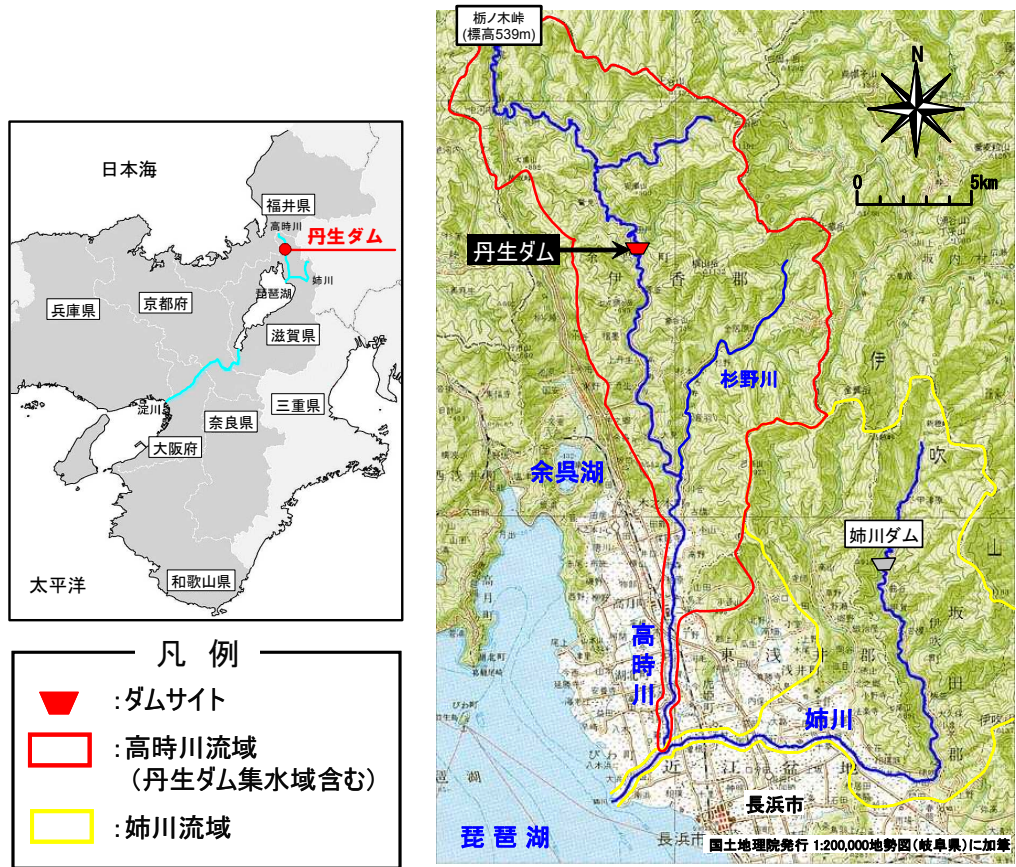


図 3.1.1 丹生ダム位置図

##### 1) 洪水調節

ダム地点の計画高水流量 910m<sup>3</sup>/s のうち 720m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行い、姉川・高時川沿川の洪水を防御する。

##### 2) 流水の正常な機能の維持

高時川における流水の正常な機能の維持と増進を図るとともに、異常渇水時の緊急水の補給を行う。

##### 3) 新規利水

京都府、大阪府、阪神水道企業団への水道用水として、最大 3.23m<sup>3</sup>/s の取水を可能とする。

## (2) 名称及び位置

名称：丹生ダム

位置：淀川水系高時川

(左岸)：滋賀県長浜市余呉町小原地先

(右岸)：滋賀県長浜市余呉町小原地先

## (3) 規模及び型式

### 1) 規模

湛水面積：約 3.5km<sup>2</sup>  
(サーチャージ水位<sup>※1</sup>における貯水池の水面の面積)

集水面積：約 93km<sup>2</sup>

堤高：145.0m  
(基礎地盤から堤頂までの高さ)

堤頂長：474.0m

堤体積：約 13,900,000m<sup>3</sup>

天端高：標高 362.0m

サーチャージ水位：標高 352.5m

常時満水位：標高 349.5m

最低水位<sup>※2</sup>：標高 270.8m

※1 サーチャージ水位：洪水時にダムが洪水調整をして貯留する際の最高水位

※2 最低水位：貯水池の運用計画上の最低水位

### 2) 型式

ロックフィルダム

## (4) 貯水容量

総貯水容量：約 150,000 千 m<sup>3</sup>

有効貯水容量：約 143,000 千 m<sup>3</sup>

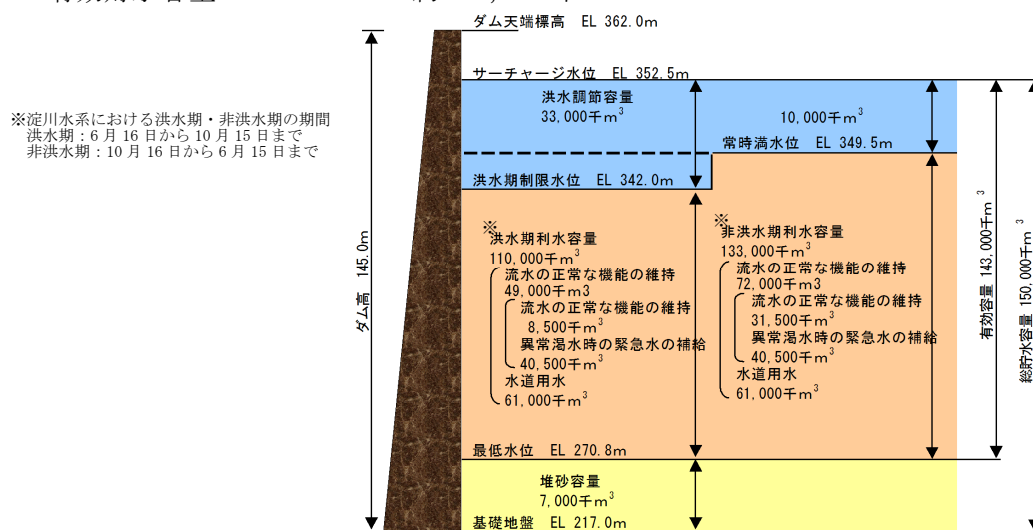


図 3.1.2 貯水池容量配分図

---

(5) ダム事業による予定取水量

京都府、大阪府、阪神水道企業団に対して新たに最大 3.23m<sup>3</sup>/s の水道用水の取水を可能にする。

(6) 建設に要する費用

建設に要する費用の概算額は、約 1,100 億円である。

(7) 工期

昭和 55 年度から平成 22 年度までの予定

---

## 3.2 丹生ダム建設事業の経緯

### 3.2.1 予備調査

丹生ダムは、昭和 43 年度より予備調査に着手した。

### 3.2.2 実施計画調査

丹生ダムは、昭和 55 年度より実施計画調査に着手した。

### 3.2.3 建設事業

丹生ダムは、昭和 63 年度より建設事業に着手した。

### 3.2.4 水源地域整備計画等

昭和 48 年に、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、併せてダム貯水池等の水質の汚濁を防止し、または保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、ダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）が制定された。水特法第 2 条に基づき、平成 2 年 3 月に丹生ダムは指定ダムに指定（平成 2 年政令第 44 号）され、平成 7 年 8 月には水源地域整備計画が決定された。

### 3.2.5 水資源開発基本計画及び事業実施計画

昭和 47 年 12 月に「琵琶湖総合開発計画」に高時川ダムが位置づけられ、その後、昭和 57 年 8 月に「淀川水系における水資源開発基本計画」に高時川ダムとして掲上、平成 4 年 8 月に「淀川水系における水資源開発基本計画」の変更により、ダムの名称及び事業目的が変更され、平成 6 年 3 月に「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」が認可された。その後、平成 14 年 2 月に「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画（第 1 回変更）」で事業工期の変更が認可された。平成 21 年 4 月には水需給計画の見直しに伴い、「淀川水系における水資源開発基本計画」の変更が行われ、丹生ダム建設事業が供給目的を達成するための必要な施設整備から外れ、「丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする」とされた。平成 28 年 1 月に「淀川水系における水資源開発基本計画」の一部変更として工期延期が行われ、「丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする」は引き続き記載された。

---

### 3.2.6 用地補償基準

用地関係調査については、昭和 59 年 6 月 14 日に旧余呉町長と「高時川実施計画調査に関わる基本協定書」並びにダム対策委員長と「調査の実施に関する協定書」を締結して、昭和 59 年 7 月 23 日から実施計画調査を開始した。その後、昭和 63 年 4 月に用地測量調査を開始した。

補償交渉については、平成 5 年 6 月 10 日に旧余呉町と「集団移転地造成に関する協定書」を締結し、同年 8 月 3 日に「補償基準の取扱いに関する確認書」を締結、同 5 日「丹生ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書」を締結した。

水没移転者については、平成 6 年 2 月に移転が開始された。平成 7 年 8 月、10 月には各地区において離村式が行われ、平成 7 年 11 月 1 日に旧余呉町主催のもと合同の離村式、同 16 日には集団移住地の水没移住記念式が挙行された。

### 3.2.7 各建設工事の着手

平成 5 年 9 月 20 日に滋賀県と工事用道路並びに県道杉本余呉線及び県道中河内木之本線の道路改築工事に関する全体協定書を締結し、平成 7 年 3 月に着手した。

### 3.2.8 環境に関する手続き

丹生ダム建設事業は、昭和 53 年度から水質、地形・地質、植物、動物の文献調査、昭和 57 年度からは各種の現地調査を実施し、昭和 59 年に閣議決定された「環境影響評価の実施について」に基づく環境アセスメントの手続きを実施してきた。

昭和 63 年 12 月、「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（建設省経環発第 10 号）」に基づき、「淀川高時川ダム※建設事業の環境影響評価準備書」の公告・縦覧を行い、知事意見等を踏まえて「淀川高時川ダム※建設事業の環境影響評価書」を作成し、平成 3 年 2 月に建設大臣（現：国土交通大臣）へ送付した。

※ダムの名称は、平成 4 年 4 月 16 日付 建設省告示第 1033 号 基本計画の告示により、高時川ダムから丹生ダムに変更された。

以上 3.2.1 から 3.2.8 を含め、丹生ダム建設事業の経緯を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1 丹生ダム建設事業の経緯

年月日	事業内容
昭和 55 年 4 月	実施計画調査に着手
昭和 57 年 8 月 3 日	「淀川水系における水資源開発基本計画」の変更により、高時川ダムとして掲上
昭和 63 年 4 月	建設事業着手
平成 2 年 3 月 26 日	「水源地域対策特別措置法」に基づくダム指定
平成 4 年 4 月 16 日	「丹生ダムの建設に関する基本計画」 告示 （丹生ダムに名称変更）
平成 4 年 8 月 4 日	「淀川水系における水資源開発基本計画」の変更において、ダム名及び事業目的変更
平成 5 年 8 月 5 日	損失補償基準の妥結・調印
平成 5 年 9 月 20 日	工事用道路並びに県道改築工事に関する協定の締結
平成 6 年 3 月 17 日	「丹生ダム建設事業に関する事業実施方針」 指示
平成 6 年 3 月 25 日	「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」 認可
平成 6 年 4 月 1 日	水資源開発公団に事業承継
平成 7 年 3 月 3 日	「水源地域対策特別措置法」に基づく水源地域指定
平成 7 年 8 月 23 日	「水源地域対策特別措置法」に基づく水源地域整備計画決定
平成 8 年 12 月 24 日	水没家屋等移転完了（40戸）
平成 13 年 9 月 21 日	「丹生ダム建設事業に関する事業実施方針（第1回変更）」 指示（事業工期の変更）
平成 14 年 2 月 7 日	「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画（第1回変更）」 認可（事業工期の変更）
平成 17 年 7 月	「淀川水系5ダムについての方針」発表 ※「利水者である大阪府（上水）、京都府（上水）及び阪神水道企業団（上水）は全量撤退の見込みである。」と公表
平成 19 年 8 月 16 日	「淀川水系河川整備基本方針」策定
平成 21 年 3 月 31 日	「淀川水系河川整備計画」策定
平成 21 年 4 月 17 日	「淀川水系における水資源開発基本計画」の変更により、丹生ダム建設事業は利水目的が無くなったことに伴い、施設整備の対象から除外される。
平成 23 年 1 月 17 日	「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」設置

### 3.2.9 これまでの環境保全への取り組み

丹生ダム建設事業の実施に伴い自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策の検討・実施を行うことを目的として、「丹生ダム生態系保全検討委員会（H9.2～H15.1）」、「丹生ダム環境保全対策懇談会」を設置し、平成17年度以降は個別指導・助言を得て、環境保全に取り組んでいる。

#### (1) 環境学習会

水資源機構の職員や工事関係者への環境に対する意識の啓発を目的として、環境学習会を実施している。

#### (2) 環境モニタリング

水資源機構の職員が、環境保全対策箇所に対し、月1回の頻度でモニタリング調査を実施している。

#### (3) 植物の重要な種の移植（工事に伴う環境保全対策）

植物の重要な種が工事により改変される場所にあった場合は、水没しないところに移植している。



写真 3.1 環境学習会の様子



写真 3.2 環境モニタリングの様子



写真 3.3 植物の重要な種（ナツエビネ）の移植状況

### 3.3 丹生ダム建設事業の現在の進捗状況

#### 3.3.1 予算執行状況

丹生ダム建設事業費のうち平成27年3月末において、約572億円が実施済みであり、平成27年度末における実施見込額は約575億円である。

#### 3.3.2 用地取得及び家屋移転

用地取得（水没地内）は、平成26年度末までに約88%（約351ha）の進捗となっている。  
水没家屋の移転は、平成26年度末までに100%（40戸）完了している。

#### 3.3.3 付替道路整備

付替県道及び県道改良の工事は、平成26年度末までに約44%の工事進捗率となっている。

#### 3.3.4 工事用道路整備

工事用道路の工事は、平成26年度末までに約23%の工事進捗率となっている。

#### 3.3.5 ダム本体関連工事

ダム本体工事及び関連の工事は、未着手である。

表 3.3.1 丹生ダム建設事業の進捗状況

(平成27年3月末時点)

補償基準	平成5年8月 損失補償基準妥結調印	
水没用地取得 (400ha)	88%(351ha) (民地 351haは100%取得済み)	
水没家屋移転 (40戸)	100%(40戸)	
付替県道・県道改良 (17.6km)	44%(7.7km)	56%(9.9km)
ダム本体	ダム本体工事は未着手	